

京都市林道事業等補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第126号

### 京都市林道事業等補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市林道事業等補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）その他別に定めがあるものほか、本市の区域内において林道又は作業道（以下「林道等」という。）を開設し、又は保全する事業を実施する森林組合又は市長が適当と認める林業関係者の組織する組合（以下「森林組合等」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第4条を削る。

第3条本文中「範囲内」の右に「において別に定める額」を加え、同条ただし書中「と認めた」を「があると認める」に改め、同条を第4条とする。

第2条の見出し中「補助」を「交付」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の所在地」を削り、「一」を「いずれか」に改め、「もの」の右に「（以下「補助事業」という。）」を加え、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(交付の目的)

第2条 補助金は、本市の区域内の林道等の道路網を整備し、もって林業の振興を図ることを目的として交付する。

第5条を次のように改める。

(交付の申請)

第5条 条例第9条に規定する市長等が定める期日は、補助事業を実施しようとする日の20日前の日とする。ただし、災害その他やむを得ない理由があると市長が認めるときは、当該補助事業に着手する日の前日をもって同条に規定する市長等が定める期日とする。

2 条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、林道事業等補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）とする。

3 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

第6条の見出しを「（申請事項の変更等の承認）」に改め、同条中「前条」を「条例第12条第1項」に、「申請書又は」を「交付申請書若しくは」に、「記載された」を「記載した」に、「変更しよう」を「変更し、又は補助事業を中止しよう」に、「林道事業等変更承認申請書」を「林道事業等変更・中止承認申請書」に、「提出して、市長の」を「提出し、その」に改める。

第7条の見出し中「及び完了」を削り、同条中「事業に着手し、又は事業が完了した」を「補助事業に着手した」に改め、「又は林道事業等完了届（第4号様式）」を削る。

第8条及び第9条を次のように改める。

(実績報告)

第8条 条例第18条第1項に規定する報告書は、林道事業等実績報告書（第4号様式）とする。

2 条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、収支決算書とする。

(補助金の概算払)

第9条 市長は、条例第21条第2項の規定に基づき、補助事業の完了前に、補助金の交付予定額の一部について概算払をすることがある。

2 交付決定組合は、前項の概算払を受けようとするときは、林道事業等補助金概算払請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

第11条を削る。

第10条の見出しを「（検査）」に改め、同条第1項中「市長は」の右に「、必要があると認めるときは」を加え、「総称する」を「いう」に、「事業の実施に関し、報告を求め、検査し、又は指示する」を「補助金の交付に関し必要な事項について、検査する」に改め、同条第2項前段中「に規定する検査を行う場合において、」を「の検査の結果、特に」に改め、同条を第11条とする。

第9条の2中「前条」を「条例第21条第1項」に、「当該事業」を「当該補助事業」に改め、同条を第10条とする。

本則に次の1条を加える。

(補則)

第12条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に  
関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

別表中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

第1号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同様式注以外の部分中「組合」を「申請者」に、「京都市林道事業等補助金交付規則第4条」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第9条」に改め、

「

事 業 の 概 要	
-----------	--

」

を

「

事業の概要	
事業に要する費用の額	円
交付申請額	円

」

に改める。

第2号様式注以外の部分中「林道事業等変更承認申請書」を「林道事業等  変更  中止 承認申請書」に、「組合」を「申請者」に、「より変更」を「より  変更  中止」に、「補助金交付決定通知の年月日及び番号」を「交付決定日及び決定番号」に、

「

変更の内容	
変更の理由	

」

を

「

変更の理由及び内容 又は中止の理由	
----------------------	--

」

に改める。

第3号様式注以外の部分中「組合」を「届出者」に、「補助金交付決定通知の年月日及び番号」を「交付決定日及び決定番号」に改める。

第4号様式を削る。

第5号様式注以外の部分中「組合」を「報告者」に、「京都市林道事業等補助金交付規則第8条」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項」に、「補助金交付決定通知の年月日及び番号」を「交付決定日及び決定番号」に改め、同様式を第4号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

## 第5号様式（第9条関係）

## 林道事業等補助金概算払請求書

(あて先) 京都市长	年月日
請求者の主たる事務所の所在地	請求者の名称及び代表者名 印 電話 —

京都市補助金等の交付等に関する条例第21条第2項の規定により補助金の概算払を請求します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 林道等を開設する事業 <input type="checkbox"/> 林道等を改良する事業 <input type="checkbox"/> 林道等の災害を復旧する事業 <input type="checkbox"/> その他の事業
路線名	
施行箇所	
交付決定日及び決定番号	年月日 第号
補助金の請求額	円

注 該当する□には、レ印を記入してください。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市林道事業等補助金交付規則第5条の規定により交付する旨を決定した補助金については、なお従前の例による。

(産業観光局農林振興室林業振興課)